

平成 26 年度第 3 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 26 年 10 月 8 日（水） 午後 2 時 00 分

2 会議の場所 岡崎市役所東庁舎 2 階 大会議室

3 会議の議題

- (1) 諮問第 2 号 「景観重要建造物の指定について」（合資会社八丁味噌）
- (2) 諮問第 3 号 「景観重要建造物の指定について」（株式会社まるや八丁味噌）
- (3) 諮問第 4 号 「景観重要建造物の標識のデザインについて」
- (4) 報告第 9 号 「ふるさと景観資産の選定の解除について」（須淵のとうごくひめしやら）
- (5) 報告第 10 号 「ふるさと景観資産の選定の解除について」（正観寺のほそばまき）

4 会議に出席した委員（12 名）

学識経験者	河江 喜久代
学識経験者	杉野 丞
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	長谷川 明子
学識経験者	堀越 哲美
景観整備機構	天野 裕
公益社団法人愛知建築士会岡崎支部	佐藤 繁子
愛知県広告美術業協同組合	柴田 芳孝
岡崎商工会議所	林 みずほ
公募市民	大野 敏夫
公募市民	新海 眞二

5 説明者

都市整備部長	岩瀬 敏三
都市整備部 次長（公園緑地課長）	足立 邦雄
都市整備部都市計画課長	初井 泰晴
都市整備部都市計画課 景観推進班班長	木下 政樹
都市整備部都市計画課 景観推進班主任主査	中村 敦
都市整備部都市計画課 景観推進班技師	鈴木 孝道
都市整備部公園緑地課 計画班主任主査	小林 雄一郎

6 議事録署名委員の指名

瀬口会長が議長として杉野委員及び林委員を議事録署名委員に指名した。

7 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局から、岡崎市景観審議会運営規程及び岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 諮問第2号「景観重要建造物の指定について」（説明）

議長が諮問第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（中村景観推進班主任主査）から説明した。

- (1) 景観重要建造物の概要・指定制度について
- (2) 指定候補「合資会社八丁味噌」について
- (3) 指定基準に適合している
- (4) 所有者から指定意見書（意見なし）を受理している

9 諮問第2号「景観重要建造物の指定について」（質疑）

次の趣旨の質疑がなされた。

大野委員：

資料8ページの「手続きについて（所有者への意見聴取）」について「意見なし」という表現でなく、「同意」という表現をするべきではないか。

また、指定基準への適合について、適否の部分に○が打ってあるが、これは「かつ」という意味か「または」という意味なのか。

指定基準への適合の部分にある、「地域で親しまれている」という項目の判断基準は。

事務局：（景観推進班主任主査）

指定基準への適合については、①②③の条件はすべて満たす必要がある。①-1、①-2、①-3内の項目はいずれかを満たしていればいい。

「地域で親しまれている」という部分については、地元の総代さん等への聞き取り等、客観的な視点によって判断している。個人的な判断ではない。

瀬口会長：

アンケート結果等からも、市民に親しまれていることが分かる案件かと思われる。他に特段、指定について質問・意見はないか。

事務局：（木下景観推進班班長）

補足として、景観形成重点地区指定時のワークショップ等において、「八丁味噌さんがあつての八帖だ」というような地元からの意向も聞いている。それらも今回の指定の判断材料と

させていただいている。

議長が諮問第2号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第2号について全会一致で原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

10 諮問第3号「景観重要建造物の指定について」(説明)

議長が諮問第3号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(景観推進班主任主査)から説明した。

- (1) 指定候補「株式会社まるや八丁味噌」について
- (2) 指定基準に適合している
- (3) 所有者から指定意見書(意見なし)を受理している

11 諮問第3号「景観重要建造物の指定について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

瀬口会長：

指定基準への適合条件についての部分で、「本市の近代における発展を物語る洋風建築等の建造物とそれらと一体となった景観を形成している煙突や塀、敷石等」ということで、これは洋風建築があるという事を前提に、適否を判断する項目なのか。

事務局：(景観推進班主任主査)

ここでの「洋風建築」というのは一例であり、「建造物」という意味で。

瀬口会長：

誤解を招きそうだったのです。カクキューさんの方は洋風建築があるので理解しやすいが、こちらは洋風建築という建物は見当たらない。洋風建築にとらわれないという理解で承知した。

新海委員：

カクキューさん(合資会社八丁味噌)は対象建造物が9棟程なのに対し、まるやさんは1棟だけなのは、「外から見えない」ということが理由か。

事務局：(景観推進班主任主査)

所有者の意向を伺いながら指定範囲を定めている。八丁蔵通り沿いにも建物はあるが、今回はこの事務所部分を指定したいということである。

事務局：(景観推進班班長)

まるやさんももっと多く指定していきたいという意向でお聞きしているが、初めての制度なので、まずは最小限の範囲で始めたいとのことである。カクキューさんは既に登録有形文

化財に登録されているので、このような制度に馴染みが深いということや、八丁蔵通り沿いの建物の修景等に積極的に取り組んでおられるので、こういった価値づけにも前向きである。どちらも、指定には前向きであるが、まずは最小限でスタートさせていただきたいという所有者側の意向を反映したものである。

瀬口会長：

先ほどの質問でもあったが、「意見」と「同意」は意味が違う。その部分については。

事務局：（景観推進班班長）

「意見なし」というのも一つの意見であるため、「意見なしで同意」と今後改めさせていただく。

瀬口会長：

2 ページの昔の写真。昔は白壁だったのか、炭の入った黒壁だったのか。何となく黒っぽい気がするが。元の写真が無いので不明だが。杉野先生、いかがか。

杉野委員：

現状が塗りなおされているので、この資料となっているが、写真を見る限り今後少し検討の余地があるかと思う。

明治 42 年頃の事務所とあるが、「明治 42 年」の根拠は何か。写真の年号か。

事務局：（景観推進班主任主査）

写真が掲載された文献の記述である。

瀬口会長：

出典を記載した方がよいかと。

中根委員：

昨年現場を拝見したが、私の中ではまるやさんの存在感が少なく感じた。カクキューさん（合資会社八丁味噌）と一体となり建造物群の一部を構成している、という意味で今回指定の対象となったのかと思うが、懸念するのは、ライバル企業ということで、一方を取り上げるとまずいというような配慮からの選定だとしたら、問題かと思ってしまうが。

瀬口会長：

企業同士の問題ではなく、八丁蔵通りや旧東海道が、できるだけ風情のある通りになってほしいということで、協力いただけるのだったらぜひ、といった感じで指定となったのではないかと思うが。

杉野委員：

今のご意見に対し、現地を見た感想を踏まえて説明させていただく。母屋の西側にある土蔵等についても、土蔵の連続性や景観の観点からすると、本来であれば母屋以外の部分も景観重要建造物として指定されることが望まれるとのことだったが、所有者の合意が得られなかったと伺っている。ただ、それらの建造物だが、カクキューさん・まるやさん共に、明治・大正・昭和の概ね3期にわたって蔵が作られている。建築学的な話になるが、明治・大正・昭和の蔵の上部構造、建物を支える構造が、江戸時代の登り梁のシステムと、大正時代のキングポストトラスという洋風の建築の構造材、それから昭和に入ってクイーンポストトラスという、時代を分けながら、それぞれの会社で蔵を作られていたようだ。これは景観として外からは見えないが、中身の構造としては建築学的にはそれぞれの時代を十分に反映させたものであり、産業を支えてきた蔵の建造物として評価する上で、それぞれが共通する価値を有する、という印象を持った。

瀬口会長：

景観についての議論をしているが、八丁味噌関係は産業という視点でも大切な建造物なので、教育委員会の文化財関連の括りになるのかもしれない。今のご意見は、今後の参考としていただければ。

他に特段、指定について質問・意見はないか。

議長が諮問第3号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第3号について全会一致で原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

12 諮問第4号「景観重要建造物の標識のデザインについて」(説明)

議長が諮問第4号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(鈴木景観推進班技師)から説明した。

- (1) 設置根拠
- (2) 記載事項
- (3) デザイン案
- (4) 仕様・素材等
- (5) 設置方法
- (6) 案1(重厚感重視)、案2(モダン感重視)、案3(岡崎遺産マークをデザイン)、案4(案3の縦型)について

13 諮問第4号「景観重要建造物の標識のデザインについて」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

新海委員：

2点ほど。景観重要建造物の名称が、「岡崎城天守」だった気がするが、資料上「岡崎城」になっているが。

また、所在地を入れるのは不要な気がするが、施行規則で決まっているので入れるということか。入れるとしても、名称の下に字体を小さくして入れた方が良いのでは。

事務局：(景観推進班技師)

名称は「岡崎城天守」が正しい。

所在地については、規則に定めがあるため盛り込んでいる。

案1の方が所在地・日付を入れた時にバランスが良いのではないかとと思われる。

瀬口会長：

他市の例では、必ずしも所在地が入っているというわけではなさそうだが。

新海委員：

所在地を入れる必然性が無い。入れるにしても、名称の下に入れないと、この配置だと「岡崎市役所の住所が岡崎市康生町 561 番地」と読めるが。

瀬口会長：

所在地については、規則に書いてある以上は書かなければならないということで。表示位置については、名称の下ということで、皆さん異存ないかと思う。

中根委員：

記載事項の配置順について、情報が分かりやすく伝わるような工夫が必要ではないか。スペース的に上手くできるか分からないが、「指定自治体名・指定年月日・指定番号」が上手くリンクするような配置が望ましいのでは。所在地をどこに入れたらよいかに苦慮するかもしれないが。

瀬口会長：

他市の例だと「指定第〇号」と、「指定」という言葉が入っているものもあるようだ。

「埼玉県 指定第1号」というように、指定の主体を示しているものもある。

柴田委員：

ビスが6つあり、これで止めるということのようだが、この方法だと取り付ける相手側の場所や素材にも色々な状況があると思うので、場合によっては取り付けにくいのでは。相手が格子戸の場合に、うまいことビス穴があるのかどうかなど。どんな相手でも取り付けやすいような工夫が必要かと思うが。

事務局：(景観推進班技師)

絵だとビスが入っているが、あくまでもデザインということで、実際の取り付け時には表面にはビスが出ないような方法もある。六供町の旧石原家住宅についているような。取り付

ける対象によって対応を変えるつもりである。

天野委員：

市章が入っているが、市章である必然性が仮に無いとすると、岡崎市でちょうど決められたばかりのシティプロモーションのマーク、三つ葉葵をアレンジしたシンボルマークというものがある。市章の代わりにシティプロモーションのシンボルマークを使うということも検討されたらどうか。岡崎市のシティプロモーションの基本的な理念として「資産の現代価値化」ということが謳われており、シティプロモーションと別個にやっていく必要もないし、出来ることなら連動していくべきではないかと思っている。皆さんご覧になられたことがあるかもしれないが、「岡崎ルネサンス」というキャッチフレーズと共に、赤いモダンなデザインのシンボルマークをシティプロモーションでは使用している。案3や案4にはこれが合いそうではないかと思う。案1は王道を行っているのに対して、案3・案4は比較的新しい印象を感じる。

また、あくまで意見だが、大樹寺の三門から岡崎城天守を見ている視界を図案化されているということだが、これがなかなか天守に見えないので、屋根のところにも2本、角を生やすというのはどうだろうか。そうすることで、何となく岡崎の「岡」の字にも見えそうではないかと思った。

林委員：

新しく出来たシティプロモーションのシンボルマークをつけたらどうかとのことだったが、そのマークをいつまで岡崎市が使い続けるのかが不明である。市章はずっと変わらないが、そういった新しいマークを安易につけて、いつまでも残ってしまうのはどうかと思ってしまう。

佐藤委員：

市民や他市からの来訪者に「これが景観重要建造物なんだ」と分かってもらうためには、案1の方がインパクトは強いと思う。

瀬口会長：

英語表記について。「景観重要建造物」の名称は、公認された表記か。市で独自に作ったものか、制度として国が使っている表記か。

事務局：(景観推進班技師)

他市でも英語表記をしている所では「Structures of Landscape importance」という形で表記している。この近くだと、名古屋市で実際に使われている。

瀬口会長：

・Structure＝「構造」という意味だが。

・Landscape importance の大文字・小文字の区別の意味は。ひとつのまとまりとして見るという事か。

・Structures (複数形の表示)：制度としては複数形だけ表示する際の建造物は単数では。このあたりの文法について、気がかりである。

また、年号について。海外では西暦表記が主である。台湾の場合、中華民国〇年と表示されているが、我々には感覚的にいつか分からない。外国人が見たら、「平成 26 年」というのは意味が分からない。西暦を使うというような考えは無いか。どのような規定になっているのかも気になった。

紋章については継続性に疑問が残るという話が出た。趣旨としてはもう少しモダンなもので、という部分ではあると思うが。

天野委員：

個性的にした方がいいのではという意見に賛成する。「景観重要建造物」の英語表記は今後検討するとして、「岡崎城天守」の英訳は必要無いか。

瀬口会長：

解説板がつくのか。

事務局：(景観推進班班長)

他市では、解説板とともに案内している所もある。今回の場合は「標識」ということなので、景観重要建造物である旨をお知らせするのが目的。どのような建造物なのかは、岡崎城のように入れば案内がある場合もあるし、旧石原家住宅のように案内が無い場合でも、何らかの形で周知をする、というような対応になるかと思う。どうしても板面を付けると、付けることによって前面の景観が乱れてくるということがある。

他市においても「景観重要建造物」という部分は英訳がされ、他の部分はされていない形での運用になるかと思われる。

今まで出ている議論を整理させていただく。指定番号については、「指定第 1 号」とさせていただく。西暦の表記については、公用的には和号を使うのが基本なので、例えば括弧書きで西暦を書かせていただく方法もある。所在地は、番地まで謳わなくても、例えば「〇〇町」、その下に岡崎市と書いてあるので、併せて「岡崎市〇〇町」という形で、一番最後に持っていくようなやり方もスマートかと思われるが。

市章とルネサンスのマークが出ているが、永続的という面では市章を使っていくのが良いかと。色彩については、案では金色だが、ベースの色に合わせるという方法もあるし、天野委員が言われたように、ルネサンスのマークを、例えばしばらくはシールを貼って併用するなど、色々なやり方があるかと思われる。あくまでもデザインの議論なので、思いついた部分は出していただき、事務局でご意見を踏まえて最終形を作り、遅滞なく今年度中に設置をしていきたい。

瀬口会長：

出た意見を参考に、文言については取り入れていくということで。

所在地の表記について、一番下の「岡崎市」というのは、景観重要建造物を指定した主体が書いてあるのであって、所在地表示ではない。したがって「岡崎市康生町」として、最後に「岡崎市」が来るような形、表記の位置を近くするのが課題ではないかと思われる。

事務局：(靱井都市計画課長)

所在地表記については、規則に規定している。逆を言えば、規則を改正し、所在地表記を規定しなければ書かなくても良くなる。ご意見いただいたように、景観重要建造物はその場で見えるものなので、場所がどこであるかまでは書く必要が無い、というのも一つの考え方かと思う。

瀬口会長：

記載内容について出た意見をまとめると、まず所在地を取ってしまい、「岡崎市」という指定主体は入れる、という案が出た。次に、指定番号の表記は、「指定第1号」とする。年号は和暦で。英文の表記については、事務局にて要確認、という形になるかと思う。

また、デザインについてだが、市章か、シティプロモーションのマークか。どちらを用いるのが良いか、挙手を求めたい。

挙手の結果、市章の使用が賛成多数のため、市章の使用が決定された。

瀬口会長：

次に、デザイン案1～4について、どれを用いるのが良いか挙手を求めたい。

挙手の結果、案1が賛成多数のため、案1の使用が決定された。

佐藤委員：

デザインとは別の話だが、旧石原家住宅のように、ステッカー的に物をべたべたと貼ると、そのものの重要性を感じなくなる。他市、例えば中津川市のようにポールを立てたり、石を用いた表示とまでいかなくとも、建物にべたべた貼るのはどうかと思う。せつかくの重要建造物に物を貼るのは違和感があるので、その辺りも考慮していただきたい。

瀬口会長：

ケースバイケースになるかと思う。既に登録有形文化財の標識が貼ってあるものが多い。サイズを同じにして同じ位置につけようというのが原案であるが、どうしても取り付けにくかったり、そうすべきではない建造物もある。そういった場合は今のご意見のように、別に作るというようなことでよいのでは。

議長が諮問第4号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第4号について原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

14 報告第9号「ふるさと景観資産の選定の解除について」(説明)

議長が報告第9号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(小林計画班主任主査)から説明した。

(1) ふるさと景観資産の選定の解除について(須淵のとうごくひめしゃら)

15 報告第9号「ふるさと景観資産の選定の解除について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

新海委員：

愛知県と協議をしたのは岡崎市か、土地所有者が神社とあるが、神社との関係はどうなっているのか。

事務局：(計画班主任主査)

当時、所有者と話をしたところ、神社の所有者は町であるようだった。移植する場所等の協議をした上で移植したという経緯を聞いている。

大野委員：

やむを無い部分もあるかと思うが、再発防止という考えは。このようなケースが結構あるように思うが、基準を設けるような考えは。

事務局：(計画班主任主査)

こういった事例は今回が初めてである。名木に道路等がかかる場合、移植先の選定や地主さんの意向により、ケースバイケースの対応を取っている。1日でも長く残せるような対応をということで、各方面の指導を仰ぎながら移植したようだが、老木については移植が難しい部分がある。基準というものは無いが、基本的には1日でも長く資産として残すような方向で今は考えている。

新海委員：

町が管理している神社であり、岡崎市は愛知県と共に協議をしたとの話だが、岡崎市の立場としては町内会から依頼されたのか。どういう形で岡崎市が関与しているのか。

事務局：(計画班主任主査)

当時の書類によると、愛知県から岡崎市に対し、名木に対しての協議書が提出され、愛知県と岡崎市で回答をしている。町の神社の所有である名木を、移植先も含め、合意形成していったと思われる。

新海委員：

土地所有者と愛知県とでやるべき話では。

瀬口会長：

基本的にはそれは別途やっけていて、岡崎市では名木の指定をしているので、それに関する交渉をしたというように聞こえたが。所有者とのことは、市は知らないのでは。

事務局：(計画班主任主査)

極端に言うと、移植先が無いだとか、ご本人さんが承知されないと、そういった話が無いということになるので、それ以上は最後に確認になる。

新海委員：

所有者の意向は不明だが、これはもう枯れそうだという場合でも、市民の視点で考えると岡崎市の重要なふるさとの名木なので、移植をやるべきではないか、という協議をしたのだと読めるのだが。

瀬口会長：

私の理解では、所有者の木なので、例えば道路が通るとなると補償が生ずる。そのことに対しては、県と所有者とで交渉しているはず。所有者の意向から、市の名木だから移植しましょう、という話が整ったので岡崎市が関係したのだと理解した。所有者を除いて市が交渉するとなると、補償の問題まで責任は持てないため。

16 報告第10号「ふるさと景観資産の選定の解除について」(説明)

議長が報告第10号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(小林計画班主任主査)から説明した。

- (1) ふるさと景観資産の選定の解除について(正観寺のほそばまき)

17 報告第10号「ふるさと景観資産の選定の解除について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

天野委員：

本件には直接関係ないかもしれないが、ここの所ふるさとの名木が解除される案件が、何件もある。やむを得ないことも理解できるが、残念である。景観重要建造物の指定が増えていく中で、ふるさとの名木は減っていく一方だが、名木の新規指定の可能性はあるのか。一朝一夕とはいかないかと思うが、今後、指定するにあたってどういったプロセスを経るのか。これから候補を挙げていくのか、既に候補は決められていて、今以上にはなかなか増えないような状況なのか。見通しを知りたい。

事務局：(計画班主任主査)

今年度、本宿の富田病院や、附属小学校等の樹木2本を新たに選定した。その一方で、諸事情があって解除される樹木もある状況となっている。

今後についてだが、私どもとしては当然ながら選定数を増やしていきたいと考えている。地域や所有者より推薦された、選定候補のようなものがあるのだが、すでに選定してある樹木と樹種がかぶってしまったたり、地域によっては同じ樹種ばかりに偏ってしまうため、なかなか選定が難しい状況にある。そのため今後の見通しは現状立っていないが、候補に新たな樹木が加わることに 대해서는 随時歓迎している。

瀬口会長：

現在の選定本数は。

事務局：(計画班主任主査)

92～93本ある。

大野委員：

差支えない範囲で結構だが、諸事情とは。また、移植の考えは無かったのか。

事務局：(計画班主任主査)

諸事情についてはプライバシー等あるため控える。更地にして土地を売却したいという意向で、その条件の中に名木を切るという事が入っていた。

移植について、先ほどの道路の場合のように県の事業として行う場合と違い、適当な移植先が無く、金銭負担が所有者の方に掛かるため、移植は難しい形となった。

瀬口会長：

所有者が変更となって解除、となるケースは初めてか。

事務局：(計画班主任主査)

初めてである。

瀬口会長：

所有者が変わっても義務が継続するというのが文化財等ではあるが、名木の場合指定をお願いしている部分があるので、押し付ける訳にもいかないかと思う。

長谷川委員：

名木の移植は難しい部分が多い。移植先が開発行為となった場合、それでも無くすのは勿体ない、という矛盾の中で対応していることと思う。出来ることであれば、指定しているほど大切だということで、地域の公園等で活用したらどうか。最近の公園は植物の多様性があ

る状態に整備されていない。例えば、幼稚園や小学校でビオトープ化していこうというような時に、挿し木などとして、その樹木の形跡を活かしていける部分を行政がバックアップしては。そこまで重要なものですよ、とバックアップをしない限り、名木は確実に減ると思う。所有者としては、土地を手放す時にははっきり言って名木は邪魔なもの。残したい気持ちはすごくあるものの、移植させるお金が無い、などの問題が出てくる。

道路は行政のものだから移植できたものの、他でもフォローできる仕組みがあると良いのでは。例えば基金、公金の使い方として、外来樹を配って植樹させるよりは、名木の移植時に使うとか。地域の造園屋さんに頼んで、挿し木をしておいて、この木は無くなるけどその子孫だよ、と残せるような仕組みづくりを考えていただけると良いのでは。

もう一つ、目が木に行きがちだが、今、草地がどんどん減っている。草地だと比較的变化が早く、種もたくさん取れる。新しく草地の指定をしても良いのでは。名木ならぬ名草というか。すすき野原だとか、桔梗が咲くだとか、日本の本来の草地が広がっているような場所、土手でも良いと思う。そういった所を少しずつ指定していくと、意識が高まると思う。意識づけが最初のきっかけだと思う。そのような活動の中で、市政 100 周年に、名木が 100 本にはならないかもしれないが、植物も含めたら 100 になった、となれるように、前向きに進んでいただけたら良いと思う。

河江委員：

人間でもそうだが、歳を取ってから他の所へ行くのは辛い。木でも辛いと思う。難しい所だと思う。

瀬口会長：

名木を部分的に巡るようなイベントをやっているかと思うが、100 周年を記念して全部回るぐらいのイベントをやっても良いのでは。100 にしましょう。

事務局：(計画班主任主査)

がんばります。

瀬口会長：

豊橋の愛大のキャンパスでは、銀杏の木を移植して、うまく根付いた。一方移植せず、そのまま樹木を残す事例は名古屋市でいくつか見られる。残すような事例を知っていただくことも、愛着を持つためには大切かと思う。大きくなる木に対しては、早いうちに敷地を大きくしておくとか、木だけではなく草地を大切にすればとの意見もあったが、色々な意見を参考にいただけたらと思う。

18 その他

事務局から事業「岡崎百景」についての報告と、次回第 4 回の景観審議会は 12 月、今年度第 5 回は平成 27 年 2 月の開催を予定している旨を伝えた。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、第3回景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

景観審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
